

平成17年度における「三位一体の改革」に関する提言〔要旨〕

平成16年5月25日
全国知事会

1 「三位一体の改革」の全体像（あるべき姿）

国と地方の最終支出の比率（2：3）と租税収入の配分比率（3：2）の大きな乖離を縮小するため、国から地方に税源移譲を進める必要がある。

国は、国と地方のあるべき姿も含めた「三位一体の改革」の全体像を早急に示し、税源移譲を中心に据えた改革を推進すべき。

2 平成17年度の「三位一体の改革」の進め方

(1) 税源移譲

- ・ 移譲すべき8兆円（昨年提言）のうち、17年度は16年度の未措置分も含め4兆円程度の税源移譲を先行して決定する必要。
（所得税から住民税へ3兆円程度の移譲を中心に、全体の半分程度を実施）

(2) 国庫補助負担金の見直し

- ・ 廃止すべき9兆円（昨年提言）のうち、17年度は4兆円の税源移譲に見合う額の国庫補助負担金を廃止すべき。（具体的な項目は、別途提示）

(3) 地方交付税の見直し

- ・ 税源移譲による地方公共団体間の財政力格差拡大に対応するため、地方交付税の財源保障機能及び財源調整機能を引き続き確保する必要。
- ・ 17年度の所要一般財源総額については、16年度の大幅な削減前の水準を確保する必要。
- ・ 地方財政計画は、一般行政経費等の実績も考慮し、決算状況を十分に踏まえて算定すべき。

(4) 地方公共団体の意見の反映

- ・ 地方財政計画等の作成に当たり、地方六団体との協議の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分反映させるべき

3 国直轄事業負担金の廃止

全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に個別の財政負担を課する国直轄事業負担金は、極めて不合理であるため、早急に廃止すべき。